

平成 15 年度税制改正に関する要望

平成 14 年 9 月

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所
東証取引参加者協会

わが国経済の構造改革を円滑に推進し、デフレ経済の脱却を図り、景気回復を本格的なものとするためには、証券市場の活性化が欠かせないものと考えます。

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、金融システムの中心を担うものとしていくためには、市場インフラの一つである税制が適切に見直されることが不可欠であると考えます。

これまでの貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた「直接金融へのシフト」に向けて、政策的に税制上のインセンティブを設けていただく必要があると考えます。

また、現在の金融・証券に対する税制は、複雑な所得区分に応じて課税され、さらに近年の多様かつ複雑な金融商品の出現にも対応が困難となっていることを勘案すれば、証券界といたしましては、基本的に、金融・証券商品に係る所得について簡素の観点から中長期的には課税の一元化を目指すべきであると考えます。

一方、現在のわが国証券市場が、将に危機的ともいえる状況に直面しているという実情に鑑みれば、株式譲渡益について、大胆な非課税措置を講じるなどの緊急措置も検討されるべきではないかと考えます。

つきましては、平成 15 年度税制改正に関しまして、下記の事項を要望いたしますので、その実現方につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

緊急税制措置

- ・ 現下の株式市場の状況に鑑み、株式等譲渡益課税について、当分の間、1,000 万円までの譲渡益について非課税措置（申告不要）を講じること

証券市場の改革促進に向けた税制措置

- ・ 申告分離課税とされている株式等の譲渡損益の通算対象に、公社債等に係る譲渡損益等、投資信託に係る解約・償還差損益及び証券先物・オプション取引に係る取引損益を加えること
- ・ 株式等譲渡益に対する１００万円特別控除や譲渡損失の繰越控除期間を拡大するなど優遇措置の充実を図るとともに当分の間継続することとし、併せて、株式投資信託に係る解約・償還益についても新たに優遇措置を講ずること
- ・ 元本１，０００万円までの譲渡益非課税制度を２年間延長すること
- ・ ＥＴＦについて、現行の株式等譲渡益に対する１００万円特別控除に加え、新たに１００万円の特別控除枠を設けること
- ・ 株式及びＥＴＦに係る配当金等について、申告不要限度額を大幅に引き上げるとともに、配当控除を拡充する措置を講じること
- ・ 株式、株式投資信託等を贈与・相続した場合における課税の軽減を図ること

特定口座等に関する税制措置

- ・ 株式等に限られている譲渡損益の通算対象の拡大と併せて、特定口座に受入れられる対象の範囲を拡大すること
- ・ 源泉徴収を選択された特定口座における源泉徴収の仕組みを改善すること
- ・ 源泉徴収を選択された特定口座の譲渡益について、元本１，０００万円までの譲渡益非課税制度の適用を可能とすること
- ・ 源泉徴収を選択された特定口座について、地方税に係る申告不要対象者の範囲を拡大すること
- ・ 特定口座に受入れられている上場株式等について、資本の減少などの事由によるみなし譲渡が発生した場合の当該特定口座での譲渡を可能とすること
- ・ 年間取引報告書の書式について、譲渡対価の額の明細の削除などの改善を図ること
- ・ その他、特定口座に係る利便性の向上など、所要の措置を講ずること

公社債取引等に関する税制措置

- ・ 内国法人の受け取る振替債券（国債、地方債、社債等）及び国外発行債の利子について、源泉徴収を免除すること
- ・ 非居住者等の受け取る振替債券（地方債、社債等）の利子について、源泉徴収を免除すること
- ・ 株式により E B（他社株償還条項付社債）の償還の際の損益を当該株式の売却時まで繰延べること
- ・ 非居住者等に対する T B・F B の発行時における償還差益に係る源泉徴収不適用の適用要件を緩和すること

証券決済制度改革に関する税制措置

- ・ 振替機関及び口座管理機関が加入者保護信託へ支払う負担金については、損金算入の対象とすること
- ・ 加入者保護信託が振替機関及び口座管理機関から受入れる負担金（証券保管振替機構の残余財産から加入者保護信託に支払われる拠出金を含む）の同信託への組入れ及び運用時の収益を非課税とすること
- ・ 加入者が口座管理機関の破綻に伴い加入者保護信託から補償を受ける場合には、投資者保護基金と同様に有価証券の譲渡があったものとみなすこと
- ・ 清算機関が市場参加者から担保として受入れている公社債の利子については源泉徴収を免除すること
- ・ 清算機関が決済途上の公社債を一時的に所有することになった場合の当該公社債の利子に係る源泉徴収を免除すること

不動産投資法人等に関する税制措置

- ・ 不動産投資法人等の分配金に対する申告不要限度額を大幅に引上げるとともに、株式に対して税制上の優遇措置や贈与・相続に係る軽減措置が手当される際には同様の措置を講じること

- ・ 不動産投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること
- ・ 不動産投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件については、その判定上、利益超過分配金額を分母の額に含めないよう手当ですること
- ・ 不動産投資法人等が現物不動産を売買する際に適用されている不動産取得税及び特別土地保有税を撤廃すること。少なくとも平成 15 年 3 月 31 日まで適用されている不動産取得税の軽減措置及び特別土地保有税の非課税措置を延長すること

確定拠出年金制度に関する税制措置

- ・ 特別法人税を撤廃すること
- ・ 拠出限度額を引き上げること
- ・ 制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講ずること

租税特別措置の延長のための税制措置

- ・ 株式分割及び単元のくくり直しにより発行される新株券の印紙税に係る非課税措置を延長すること

以 上